

予防事務審査基準 I

旭川市消防本部

平成26年3月4日 運用開始
令和4年1月1日 一部改訂
令和6年9月1日 一部改訂

目 次

第1章 総 則

第1	目 的	1
第2	用 語	1
第3	基準の範囲	1

第2章 通 則

第1節	審査上の留意事項	2
-----	----------	---

第2節 各 論

第1	消防用設備等の設置単位	3
第2	政令別表第1の取扱い	9
第3	政令第8条等に規定する区画の取扱い	39
第4	床面積・階・高さの取扱い	51
第5	無窓階の取扱い	60
第6	収容人員の算定	68